

第57号議案

福井県立武道館の管理運営に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県立武道館の管理運営に関する規則（平成元年福井県教育委員会規則第四号）の一部を改正する。

平成31年3月20日提出

教育長 東村 健治

提 案 理 由

福井県立武道館の使用承認の基準について、その適用対象の明確化および他の体育施設との基準の均衡を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

福井県立武道館の管理運営に関する規則の一部改正について

1 目的

福井県立武道館の使用承認の基準について、その適用対象の明確化および他の体育施設との基準の均衡を図る。

2 内容

(1) 適用対象の明確化

現行の第4条（承認の申請）ただし書きは、個人利用など「競技場を専用することなく使用する場合およびトレーニング室を使用する場合」には、申請書の提出が不要であることを定めているが、第5条（承認の基準）は「前条の承認の申請があった場合」において適用する旨規定していることから、申請書を提出しない個人利用などの場合には適用されない可能性がある。

このため、全ての使用者が第5条の適用対象であることが明確になるよう、第4条を改める。

(2) 承認の基準

秩序を乱す行為をするおそれのある場合など、第7条第1項各号に掲げる遵守事項を守らないおそれがある場合に、承認をしないものとするよう、第5条第2号を改める。

3 施行日

平成31年4月1日

福井県立武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表
 福井県立武道館の管理運営に関する規則（平成元年福井県教育委員会規則第四号）

改正案	現行
<p>（承認の申請）</p> <p>第四条 条例第五条の規定により、武道館の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者は、競技場を専用しようとする場合または附属施設もしくは合宿所を使用しようとする場合にあつては福井県立武道館使用承認申請書（様式第一号）を提出して、それ以外の場合にあつては教育長が定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>（承認の基準）</p> <p>第五条 教育委員会は、前条の承認の申請があつた場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認をしないものとする。</p> <p>一 著しく長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 第七条第一項各号に掲げる事項を守らないおそれがあると認められるとき。</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、武道館の管理上支障があると認められるとき。</p>	<p>（承認の申請）</p> <p>第四条 条例第五条の規定により、武道館の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者は、福井県立武道館使用承認申請書（様式第一号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、競技場を専用することなく使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>（承認の基準）</p> <p>第五条 教育委員会は、前条の承認の申請があつた場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認をしないものとする。</p> <p>一 著しく長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 武道館の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、武道館の管理上支障があると認められるとき。</p>

(使用者の遵守事項)

第七条 武道館の施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 承認を受けた使用目的を変更しないこと。
- 二 承認を受けた武道館の施設等を転貸し、または当該承認に基づく権利を譲渡しないこと。
- 三 武道館の施設等を損傷しないこと。
- 四 武道館内の秩序を乱す行為をしないこと。
- 五 武道館内において、許可を受けないで物品等の販売、寄附金品の募集、立看板の掲示その他これらに類する行為をしないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従うこと。

- 2 教育委員会は、使用者が前項の規定に違反したときは、武道館の施設等の使用の承認を取り消すことができる。

- 3 使用者は、武道館の施設等の使用を終了したときは、原状に回復しなければならぬ。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(使用者の遵守事項)

第七条 武道館の施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 承認を受けた使用目的を変更しないこと。
- 二 承認を受けた武道館の施設等を転貸し、または当該承認に基づく権利を譲渡しないこと。
- 三 武道館の施設等を損傷しないこと。
- 四 武道館内の秩序を乱す行為をしないこと。
- 五 武道館内において、許可を受けないで物品等の販売、寄附金品の募集、立看板の掲示その他これらに類する行為をしないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従うこと。

- 2 教育委員会は、使用者が前項の規定に違反したときは、武道館の施設等の使用の承認を取り消すことができる。

- 3 使用者は、武道館の施設等の使用を終了したときは、原状に回復しなければならぬ。